



# 島根県報

平成17年 3月15日 (火)

第 1 658 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	( 人 事 課 )	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	( 高 齢 者 福 祉 課 )	2
島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	( 青 少 年 家 庭 課 )	2

## 告 示

字の区域の変更	( 市 町 村 課 )	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	( 健 康 福 祉 総 務 課 )	4
家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	( 畜 産 振 興 課 )	4
換地処分 ( 5 件 )	( 農 村 整 備 課 )	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( 水 産 課 )	5
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	6
島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	6
地籍調査の成果の認証	( 用 地 対 策 課 )	6
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	7
道路の供用開始	( " )	7
廃川敷地等の発生	( 河 川 課 )	7

## 公 告

平成16年度島根県准看護師試験の合格者	( 医 療 対 策 課 )	8
平成16年度後期技能検定の合格者	( 労 働 政 策 課 )	8
臨港地区の区域の案の縦覧	( 港 湾 空 港 課 )	11

## 公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 ( 規則第12号 )

## 1 規則の概要

平成17年 3月22日における出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴い、所管区域等に係る市町の名称を改正することとした。

## 2 施行期日

平成17年 3月22日から施行することとした。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 ( 規則第13号 )

## 1 規則の概要

健康福祉センターの廃止に伴い、事業所の所在地を管轄する健康福祉センター所長への申請書等の経由を廃止することとした。( 第11条関係 )

## 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

(1) 福祉事務所が所管している母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事務を本庁で処理することに伴い、所要の改正を行うこととした。（様式第27号・様式第30号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

---

## 規 則

---

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第12号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第30条第 1 項の表出雲総務事務所の項、第40条第 1 項の表出雲健康福祉センターの項、第41条第 2 項の表簸川福祉事務所の項及び第42条第 1 項の表出雲保健所の項中「、平田市」を削る。

第45条第 1 項の表湖陵病院の項中「簸川郡湖陵町」を「出雲市」に改める。

第47条第 1 項の表出雲児童相談所の項、第53条第 1 項の表出雲知的障害者更生相談所の項、第57条第 1 項の表出雲農林振興センターの項、第65条第 1 項の表出雲家畜保健衛生所の項及び第71条第 1 項の表松江水産事務所の項中「、平田市」を削る。

第73条第 2 項及び第74条第 1 項中「平田市」を「出雲市」に改める。

第85条第 1 項の表出雲土木建築事務所の項中「、平田市」を削る。

第89条第 4 項の表中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 3月22日から施行する。

---

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第13号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

---

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第14号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「実施期間」を「実施機関」に改める。

様式第17号中「未成年後見人」を「法定代理人」に改める。

様式第19号、様式第20号、様式第22号、様式第23号、様式第25号及び様式第26号中

「連帯借主 氏 名 印」を「連帯借主 住 所 氏 名 印」に改める。

様式第27号中「福祉事務所長の意見 福祉事務所長 印」を  
（注）「償還免除申請の理由」欄に記載した事由が確認できる書類を添付すること。」

「（注）「償還免除申請の理由」欄に記載した事由が確認できる書類を添付すること。」に改める。

「

福祉事務所記入欄（移管を要する場合）				
貸付金額	（月額 円）		償還金額	元金 利子 円
調定済	年	月分まで	償還済	年 月分まで
移管	調定	年 月分から		
備考				
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 福祉事務所長 印				

を

(注)1 ( )の中には、連帯借主、保証人等を記入すること。

2 「氏名(住所)」は、不要の文字を抹消すること。」

「(注)1 ( )の中には、連帯借主、保証人等を記入すること。 に改める。

2 「氏名(住所)」は、不要の文字を抹消すること。」

様式第32号中「連帯借主 氏 名 印」を「連帯借主 住 所 氏 名 印」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

告 示

島根県告示第293号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、隠岐の島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐郡隠岐の島町港町大津の二に編入する区域

大 字	字	地 番
港町	大津の一	大津の一37番 5 から同大津の二 4 番 6 に至る地先の公有水面埋立地

(ただし、上記地番は、平成16年11月1日現在のものである。)

#### 島根県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
松江一畑タクシー 株式会社	松江市上東川津町1238 番地	訪問介護	松江一畑タクシー 株式会社 指定訪 問介護事業所	松江市上東川津町1238 番地	平成16年 4月1日
株式会社 原商	八束郡宍道町大字白石 81番地10	福祉用具貸与	株式会社 原商 浜田事業所	浜田市下府町327 - 24	平成17年 2月1日
有限会社 新宅組	簸川郡大社町大字杵築 東542番地	福祉用具貸与	柚	簸川郡斐川町大字神氷 2753 - 2	平成17年 2月1日

#### 島根県告示第295号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第10条第3項中「農林水産部畜産振興課長」を「農林水産部農畜産振興課長」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 4月 1日から施行する。

#### 島根県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年 3月 7日付けで県営土地改良事業に係る都治地区第3工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年 3月 7日付けで県営土地改良事業に係る悠YOUおおち北地区渡田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告

示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年2月24日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区井手ケ原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年3月7日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前（海士）地区北分工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年3月7日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前（海士）地区吉津工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第301号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	「	年1・6%以内	」	に改める。
		年1・6%以内			
		「	年1・5%以内		
年1・5%以内					
		」			

附 則

- 1 この告示は、平成17年 3月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年 2月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第302号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1.6パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 3月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年 2月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第303号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱（平成16年島根県告示第990号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「0.80パーセント」を「0.70パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 3月 5 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年 2月21日以後に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金については、なお従前の例による。

島根県告示第304号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
旭町	平成14年度～16年度	78枚	1冊	都川V	平成17年 3月 4 日
旭町	平成15年度～16年度	34枚	1冊	都川 - 2	平成17年 3月 4 日
島根町	平成15年度～16年度	37枚	1冊	築島	平成17年 3月 4 日
大社町	平成10年度～16年度	28枚	2冊	日御碕（B）	平成17年 3月 4 日

## 島根県告示第305号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	海潮穴道線	八束郡穴道町大字東来待2123 - 4 地先から同地先まで	前	メートル 18.00 ~ 19.00	メートル 5.20	松江土木建築事務所 不用物件発生 減幅 隣接地所有者に払い下げ
			後	18.00	5.20	
"	黒沢安城浜田線	那賀郡三隅町大字黒沢276番2地先から同273番地先まで	前	3.50 ~ 10.00	130.00	浜田土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	3.50 ~ 21.00	133.00	

## 島根県告示第306号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	大根島線	八束郡八束町大字寺津56 - 3 地先から同大字358 - 1 地先まで	メートル 302.00	平成17年 3月18日	松江土木建築事務所	
"	三隅井野長浜線	那賀郡三隅町大字芦谷717 - 4 番地先から1062 - 3 番地先まで	190.00	平成17年 3月15日	浜田土木建築事務所	

## 島根県告示第307号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県木次土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系山田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年 3月15日
- 3 廃川敷地等の位置  
雲南市大東町大東下分577番18
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 90.24平方メートル

---

公 告

---

平成16年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028
0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042
0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056
0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070
0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0083	0084
0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0099
0100	0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112	0113
0114	0115	0116	0117	0118	0119	0120	0121	0122	0123	0124	0125	0126	0127
0128	0129	0130	0131	0132	0133	0135	0137	0139	0140	0142	0145		

平成16年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

特級技能検定

金属熱処理

森藤 宏志 藤原 昌則

機械加工

細田 康弘

仕上げ

石橋 重信

機械保全

黒田 延弘

1級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

野村 博	朝倉 隆之	池尻 大吾	佐藤 貴史	濱田 慎也	伊藤 康裕	樋野 栄一
樋野 靖彦	森島堅太郎	杉原 充純	荒木 貴徳	日下 正昭	飯塚 孝一	福田 博幸
岡田 誠	芝岡 和雄					

## 機械検査 (機械検査作業)

角田 厚規 福安 正志 福寄 雅敏 福田 仁

## 機械保全 (機械系保全作業)

榎原 誠二 坂根 康生 庄見 洋一 松本 浩 松島 智之 戸谷 弘光 大原 安典  
池町 信治

## 電気機器組立て (シーケンス制御作業)

糸賀 知徳 芹ヶ野雅之 袖本 郁夫

## 油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

門脇 民治

## 縫製機械整備 (縫製機械整備作業)

松永 一成 原 武志

## 農業機械整備 (農業機械整備作業)

藤原 義人 小出 達也 杖田 誠治 園山 栄 三島 淳寛

## 冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)

作野 芳徳 藤原 雄 三島 稔

## 強化プラスチック成形 (積層防食作業)

板持 一正 松本 信治 伊藤 久人 山本 隆

## 建築大工 (大工工事作業)

三澤 将太 小池 伸司 佐藤 宏 土手 繁樹 小泉 政志 浅原 利秀 多原 誠治  
江川 誠 石崎 佑典 山内 泰之 三好 竜弥 渡辺 大蔵 岡 千章 中村 正  
三輪 進一 尾木 晃 渋谷 明 豊田 哲士 近藤 直樹 南場 勝治 福田 稔  
菖蒲廻貴司

## かわらぶき (かわらぶき作業)

本間幸治郎 宮元 哲夫 原田 友徳 杉原 利治 橋本 直樹 橋本 昭彦 畑山 勇一  
谷本 信幸

## 配管 (建築配管作業)

石倉 一美 伊藤 徹司 細田 康雄 水川 暢也 安達 理展 松尾 大輔 細木健太郎  
河村 学 木佐 雄二 内田 博之 内田 哲也 名田 雅之 樋ヶ 真治 桐田 博文  
三浦 竜也 永田 節男 佐藤 公俊 佐々木幸夫 水津 照久

## 型枠施工 (型枠工事作業)

河野 充洋 花岡 輝裕 藤本 一 近藤 直樹 中田 智 田中 悟 竹下 太

## 鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業)

廣戸 進

## 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

亀谷 孝 川尻 敬二 木地本武志 田中 啓文 松浦 好生 林 正治 岡本 健一  
黒崎 友幸 正司 正文

## コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)

松本 宏一 桑原 哲

## 防水施工 (合成ゴム系シート防水工事作業)

土江 崇之 門脇 洋一

## 防水施工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)

安食 忍 新路 修 元谷 邦彦

## ガラス施工 (ガラス工事作業)

林 建夫 高倉 明信

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

石田 健之

金属材料試験(機械試験作業)

西村 正治

金属材料試験(組織試験作業)

岩谷 和功

塗装(鋼橋塗装作業)

森下 勉 中村 将嗣 山田 貢 田中 賢志 香川 透

## 2級技能検定

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

土江 章博

機械検査(機械検査作業)

舟越 隆博 足立 達也 篠原 真澄 安井 誠司

機械保全(機械系保全作業)

有澤 俊司 園山 純 原 幸信 佐藤 和也 荒木 伸一 矢田 優一 後藤 功

谷口 美奈 長崎 貴広 橋本 義朗 川上 徹 松浦 勝憲 久保 拓磨

機械保全(電気系保全作業)

横川 広好 清水 真悟 横田 桂次 富田 吉政

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

板垣 要司 山本 昌美

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

山崎 佳治

縫製機械整備(縫製機械整備作業)

山瀬 勝明 米澤 公雄 多久和 真

農業機械整備(農業機械整備作業)

勝部 侑祐 日置 雄介 石田 英隆 河原 剛 持田 健一 栗原 聖 岩井 基高

栗栖 昌亘 荒木 健二 下森 龍二 木村 勝

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

佐々木孝志 友野 恵介 釜屋 大輔 西川 亮 田中 利広 長岡 好和 高橋 哲也

菓子製造(和菓子製造作業)

中野 佳世

建築大工(大工工事作業)

加本 訓子 川瀬 智良 田中 俊 中倉 慎治 谷口 賢司 上野 美幸 岩本 和夫

岡田 和之 大賀 直也 松山 貴之 大屋 亮介 川上 和秀 河野 和人 河野 徹夫

笹田 剛史 安部 伸二

かわらぶき(かわらぶき作業)

野波希予志 野々村 稔 原 俊二 大塚 賢悟 中田 雅浩 阿川 貴宏 光井 孝治

金野 直行 奥野 友一 三木 弘 猪野 英樹 樋口 博善

配管(建築配管作業)

筒井 健 小林 瑞季 石飛 徹也 飯国 秀幸 花田 涉 浦部 英治 三原 正稔

吉川 英祐 来海 亨 玉木 宏 木村 和昭 犬山 真一 持田 知明 竹内 和也

門脇 正則 宮田 智至 大田 泰史 田中 拓

型枠施工 (型枠工事作業)

常松 祥広 中山 茂 岡田 秀太

鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

坂本 裕二 勝部 英二 松前 隆将 林 正人 岩谷 啓介 辻 茂三 笹川 雅俊  
寺戸 正浩 福原 輝彦

ガラス施工 (ガラス工事作業)

小川 智史 小山 朋 玉木 和美 勝部 聡 岸本 俊数 土居 英樹 山本 滋紀  
青山雄一郎

建築図面製作 (建築製図CAD作業)

西尾 晃子 佐々木直樹

機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)

内田 直樹

金属材料試験 (機械試験作業)

宮本 伸樹

金属材料試験 (組織試験作業)

篠田 誠 角 拓美

塗装 (鋼橋塗装作業)

福島 友明 森下 貢

3級技能検定

機械検査 (機械検査作業)

岡本 広輔 長田 広行

建築大工 (大工工事作業)

岩田 拓郎 小村 宏征 野津 直久 井上 昌彦 和泉 裕之 高木 圭太 小島 俊輔  
勝部 竜也 佐藤 大将

配管 (建築配管作業)

石原 聡 布野 敬士 永見 祐介 梅 周志 大國 雅之 一町 哲聡 有藤 勇氣

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第38条第 1 項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 3月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 臨港地区の区域の案

港湾名	臨 港 地 区 の 区 域
御波港	隠岐郡海士町大字御波地内の一部

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び海士町役場

